

- 1. 会議に付した事件
 - ・8月定例会付託案件の審査
 - ・市政一般における本委員会の所管事項について
 - ・閉会中継続審査の申出について
- 1. 開会及び閉会の日時

9月 9日 午前10時00分 開会

9月 9日 午前11時48分 閉会

1. 出席委員(6名)

 委員長
 雨
 池
 弘
 之

 委員
 大
 楠
 E
 子

 委員
 神
 島
 利
 明
 委員
 林
 教
 子

- 1. 欠席委員(なし)
- 1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長夏野 修 副市長齊藤一夫 福祉市民 庄 川 長 村 井 支 所 長 川 島 ひとみ 福祉市民部次長 福祉市民部 男 高齢介護課長 島 田達 社会福祉課長 藤 森 俊 行 健康センター所長 田 村仁 志 市民課長 小 竹 義 憲 市民生活課長 安 地 亮 病院長河 博 志 合 病院事務局次長 病 院 事務局長 総務課長 嶋 村 堀 明 池 純 病 院 病 院 管財課長 野 崎 和 司 医事課長 安 念 希見子

1. 職務のため出席した事務局職員

議事調査課長

事務局長 森 田 功 議事係長 石 黒 哲 康

主 幹

調査係長 林 哲 広

※縣・離紅 松 口 あかね

1. 会議の経過

午前10時00分 開会

(8月定例会付託案件の審査)

○雨池委員長 ただいまから民生病院常任委員会を開会いたします。

本定例会において当委員会に付託されましたのは、案件5件であります。

これより、議案第49号 令和3年度砺波市一般会計補正予算(第5号)所管部分外 4件について審査をいたします。

なお、議案に対する当局説明につきましては、議案説明会において説明を受けておりますので、付託案件に対する質疑から始めます。

それでは、発言される方はどうぞ。

神島委員。

○神島委員 まず初めに、空き家対策事業についてお尋ねいたします。

砺波市空き家情報バンクに登録されている家屋を利活用される方に対して一部補助しています定住促進空き家利活用補助金の申請状況と、今後の傾向についてお伺いいたします。

- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 定住促進空き家利活用改修補助金の最近の申請状況でございますが、令和3年度につきましては、3世代同居による空き家改修が1件、空き家改修が1件、そして賃貸人による空き家改修の計3件がございます。

今後の傾向ということでございますが、事前相談で改修補助につきまして1件聞いております。また、家賃補助につきましては4件ほど聞いてございます。また、そのほかにもまだ出てくると考えているところでございます。

○雨池委員長 神島委員。

- ○神島委員 この空き家利活用補助金に関して、今までと違ってやっぱり効果が出たということなんですかね。ちょっとお聞きいたします。
- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 効果が出たかといいますと、何かと比較という話になってくるかとは思いますが、比較できるものはないんですが、件数につきましては、平成30年度5件、令和元年度5件、令和2年度9件という形で増えてきているものでございます。ということは、何かしらの効果があったものと考えているところでございます。
- ○雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 今ほどの神島委員の空き家対策事業費に対する質問に関連しまして、利用件数の増加に伴う補正ということで、さらなる利用者数増加の工夫も必要ではないかなと考えております。

そこで、一般質問でもありましたけれども、今ほどありましたように各種補助制度や、 今年度から始められた家賃支援の年数の拡充が呼び水となって、さらに空き家バンクの 登録件数も増えるのではないかと期待しております。

やはり利用者件数を増やすためにも、空き家登録バンクをさらに増やすための取組も必要ではないかなと考えておりまして、今、ホームページ上では空き家の情報が写真等で分かりますけれども、これをさらに一歩進めまして、空き家の売買や賃貸についての相談をリモートで行えるような取組も考えていかれてはいかがかなと思っております。コロナ禍で県境を越えての移動が難しい中で、砺波市に行ってみようかなと思われた方に、ここまで来られなくても家の内部が分かったり、顔を見ながら相談したりすることができる取組も検討されてはいかがかと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 リモートで相談できる取組についてという話だったと思いますが、 現在、県外からの相談も確かに多いものでございます。現状、メールあるいは電話等で 対応させていただいているところでございます。

今、大楠委員言われましたように、リモートのよさは映像が見られることかと思います。ただ、屋根や天井、畳、床など状態の改修が必要な箇所や、あるいは御近所との距離など、実際現場に行ってみないと分からないことも多く、トラブルをなるべく避けたいということで、そこまではちゃんと説明していますが、最終的にはやっぱり現場に来ていただくという形を取りたいと考えております。

- 〇雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 今の空き家対策という部分からすれば若干それるかもしれませんが、今年度の機構改革によって、となみ暮らし応援プロジェクトという事業が市民生活課へ動いたと伺っております。

今回の空き家に対する補正予算でありますけれども、こちらはとなみ暮らし応援プロジェクトの類いから入ってきたような内容なのか、それとも先ほども言っていらっしゃる空き家の利活用という部分から入ってきた案件なのか、まずそれに対してお答えをいただけますか。

- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 今ほど言われましたように、本年4月からとなみ暮らし応援プロジェクトということで市民生活課に事業が来たところでございます。

となみ暮らし応援プロジェクトにつきましては、今の定住につきましても同様に、同じ施策としてこちらでPRさせてもらっているところでございまして、どちらかということはなく、あくまでとなみ暮らし応援プロジェクトという形で思っているところでございます。

- 〇川辺委員 どちらかというと、どちらですか。
- ○夏野市長 両方。
- ○**安地市民生活課長** 市長が言われましたように両方です。
- 〇雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 となみ暮らし応援プロジェクト、要は1073プロジェクトに対する問合せの中にも絡んでくるであろうと思っております。

今ほども課長言われるように、新築もそうでしょうし、家賃補助もそうでしょうし、中古住宅の取得などなど、この1073プロジェクトには全部で8項目の事業があったかと思います。要は話の中で、中古住宅、それも空き家がいいなという、そんな相談があることもあるでしょうし、もしかしたら、空き家の話をしていたんだけど、新築にしようかという話にもなる場合があるのかなと想定したりしているんですけど、そんな場合に、今まで新築であれば都市整備課や、家賃補助であってもそういうことになりますが、そういう横の連携みたいものも取りながら動いていらっしゃるのか、そこら辺お聞かせ願えますでしょうか。

〇雨池委員長 安地市民生活課長。

- ○安地市民生活課長 当然、横の連携は取ってございますし、現状、市民生活課の窓口に 来られた際には、このような制度があるという形でいろいろな制度を紹介させていただ いてつなげるようにしてございます。
- ○雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 要は、となみ暮らし応援プロジェクトのすごくレパートリーに富んだ内容を 一手に引き受けて、ワンストップの窓口として動いていらっしゃるということがよく分 かりました。

いずれにいたしましても、今は、市民生活課からすれば空き家を主体として動かしていらっしゃるんだろうと思いますが、いずれにせよ、人口の増加といいましょうか、移住定住等、それから空き家の利活用に対して取り組まれる市民生活課に、またエールを送りたいと思っております。頑張ってください。

- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 空き家を中心にじゃなくて、空き家も新築も全部中心でよろしくお願いします。
- 〇雨池委員長 今藤副委員長。
- ○今藤副委員長 駐車場管理運営費についてお尋ねいたします。

まず、なぜ当初予算ではなくて、この時期に補正予算を組むという形で実行されるの かお聞かせいただきたいと思います。

- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 なぜこの時期かということかと思いますが、城端・氷見線活性化推進協議会という会がございます。それと連携する事業としまして、回数券を導入するためのシステム改修について7月の総会で承認いただきまして、その後、運営方法について制度構築をして、本定例会に議案提出させていただいたところでございます。
- 〇雨池委員長 今藤副委員長。
- ○今藤副委員長 了解しました。

次の質問なんですけど、今回の回数券の割引率というのか、計算してみると1割弱程 度なのかなと感じられます。

既に行われているJR利用者の改札内での駐車券パンチによる割引率が2割でありますね。そのことを踏まえますと、今ほどおっしゃったJR城端線利用促進策とか、強いて言えばパーク・アンド・ライドの促進ということを考えておられるんだろうと思うん

ですけれども、割引率を2割程度にすることは考えられなかったのかどうか、またもう 一つ、その回数券は実際どこで販売される予定なのか、この2点についてお聞かせくだ さい。

- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 まず割引率の話でございます。まず、今回回数券を導入いたしました一つの狙いとしましては、出庫の際に回数券を使うことによって手間を少なくする利便性も一つございます。もう一つは、パーク・アンド・ライドの利用を増やしたいということでございます。

今ほど今藤副委員長が言われましたように、それにまたさらに2割という形になってきますと、近隣の民間駐車場等への影響を考えますと、10枚の金額で11枚の回数ということの購入体系が妥当じゃないかと考えたところでございます。

もう一つ、販売の会社のことにつきましては、現在、土日も開いてございます、駅に ございます観光案内所、砺波市観光協会がございます。そちらで委託をさせていただい て販売をしていただければなという形で、まだ通ってはございませんが、内々にオーケーという話は受けてございます。

- 〇雨池委員長 今藤副委員長。
- ○今藤副委員長 今ほどの説明でちょっと納得いかんのは、近隣のパークと言われると、 既にやっている先ほど申し上げた改札内でのパンチによる2割引というのは、近隣には 影響ないのかという話になってしまうので、ちょっと理屈としては……。おっしゃりた いことは分かりました。

それでは、この項目の最後なんですけど、今回の回数券の販売は、予算額から察しますところ、精算機の交換などという大きな変更を伴うことがなくて実施できるものだと考えております。

しかしながら、今回の本会議の企画総務部長の答弁の中にも少しあったようなんですけれども、将来的にはキャッシュレス決済の促進という観点から、ICカードであるとかQRコードの決済の方法を考えていくべきではないのかなと思うわけなんですけれども、今後の導入に具体的な検討予定として上がっているのかどうなのかお聞かせいただきたいと思います。

- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 キャッシュレス化につきましては、費用対効果の面等を考えまして、

今回は改修しないこととさせていただいたところでございます。

回数券のキャッシュレス化につきましては、販売する際にキャッシュレスで購入できるということで考えているところでございます。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 それでは、斎場管理運営費について少しお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止物品を一般財源、単費で整備されるということであります。これまで新型コロナウイルス感染が始まって時間がたっておりますが、今回初めての整備となったということですけれども、これまでどのように対応されていたのでしょうか。

- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 これまでの対応につきましてでございますが、昨年の緊急事態宣言が発令された際には、4月20日から5月31日まで待合室の使用禁止、あるいは収骨室への入室を10人程度に制限させていただいたところでございます。その後は解除となったところでございまして、換気等、気をつけて対応させてもらったところでございますが、今回ステージ3の発令もございましたので、再度、待合室の使用中止、収骨室への入室制限について利用者の方にお願いしているものでございます。
- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 待合室の使用禁止ということで、利用者の方は一度また戻られるということで対応されていたように聞いております。

そこで、今回、市単での整備ということでいろいろ整備されるようですが、必要な物 品はこれで十分整備されることになるのでしょうか。

- ○雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 現在の段階では、まず清浄機を入れるのと、パーティションで対応できるものと考えてございます。
- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 整備される物品の中に、感染防護基本セットというものを2セット準備されておりますが、中身と、2セットで大丈夫なのかという要因を教えてください。
- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 まず感染防護基本セットでございますが、マスク、消毒液、手袋、 をセットとしたものでございまして、このセット自体が1セット30個分ということで

ございまして、それを2セット分ということで60個分ということでございます。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 頂きました資料を見ますと、感染防護基本セットのほかにも、マスク、消毒液、手袋を準備されていますよね。
- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 こちらにつきましては対応用の服でございました。それが30個分が1セットで、それが2セットでございまして60個分ということでございます。
- ○雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 ごめんなさい、確認です。この感染防護基本セットというのは服なんですね。 それが30着で1セットということでよろしいですか。
- ○雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 たしかそうだったと思っておりますが、もう一度確認させていただきます。
- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 やはり斎場というのは大変厳粛な場でもあり、来られる方たちの安全をしっかり守って運営していっていただきたいと思います。
- 〇雨池委員長 林委員。
- ○林委員 じんかい処理費災害廃棄物収集運搬事業委託料についてお尋ねします。 委託料の算出根拠を教えてください。
- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 委託料の算出根拠でございますが、収集運搬に約400万円、廃棄物の処理に約300万円、仮設道路へのマットの敷設でありますとか搬送等の業務につきまして300万円。400万円の300万円の300万円に消費税を計算したものでの1,100万円でございます。
- ○雨池委員長 林委員。
- ○林委員 これはどこに委託をされたのかお聞かせください。
- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 委託につきましてはまだ決まっておらず、補正でこの案を議決いただいた後、入札等において委託先を決める予定でございます。
- ○雨池委員長 林委員。

- ○林委員 処理の方法は、そうしますと分かられないですか。
- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 処理の方法につきましては、災害現場から災害廃棄物を搬送いたしまして、それの処理ができる民間業者になるかと思いますが、そちらに持っていって処分する形になります。
- ○雨池委員長 林委員。
- ○林委員 ということは、クリーンセンターとなみに運搬されるのではなく、他の一般廃棄物処理施設に運搬されるというような感じでしょうか。お聞かせください。
- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○**安地市民生活課長** 今ほどの林委員のお答えでよろしいかと思います。
- 〇雨池委員長 林委員。
- ○林委員では、国庫補助金が2分の1、550万円とありますが、これに限度額という ものはあるのでしょうか。お聞かせください。
- 〇雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 災害において規模は様々でございます。特に限度額はございませんが、今回1,100万円ということで、その2分の1、550万円を補正として提出させていただいたものでございます。
- 〇雨池委員長 林委員。
- ○林委員 では、国庫補助金対象事業費に上限はないということでよろしいでしょうか。
- ○雨池委員長 安地市民生活課長。
- ○安地市民生活課長 ないものと考えております。
- ○雨池委員長 神島委員。
- ○神島委員 続きまして、予防接種事業費についてお尋ねいたします。

インフルエンザ予防接種事業の財源は、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環として国と県の補助金で行っていましたが、今回はなぜ一般財源なのか。これは昨日、夏野市長が新田知事に要望もされていたと思いますが、それも踏まえてちょっと聞かせてもらいたいのと、もう一つは、当初予算には入っていなかったのに、なぜこの時点で予算化されたのかお伺いいたします。

- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 このインフルエンザ予防接種補助事業につきましては、令和2

年度、昨年度ですが、新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐために、県が主体となりまして、未就学児と小学生を対象にして補助事業をされました。それに加えまして、砺波市では中学生を対象に補助を実施したところであります。

財源につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を 充てたということになっております。

県では、小学生の対象は昨年度限りと言っておりましたが、市ではそれ以降も強く、 小学生のみならず中学生まで補助をと要望しておりましたが、残念ながら予算化はされ なかったということでございます。

今年度に入ってからも県へは再三強く要望をしていたところなんですけれども、予算 化されないということで、今回、県内の市の状況を確認いたしまして、小中学生の助成 について補正予算を組んだところでございます。

なお、財源につきましては、現在のところ一般財源としておりますが、今年度の新型 コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業の全てを調整いたしまして、 このインフルエンザ接種補助事業に補助金を充てるという組替えにつきましても、今考 えているところでございます。

以上でございます。

- ○雨池委員長 神島委員。
- ○神島委員 もう一つインフルエンザ関係で、高齢者のインフルエンザ予防接種に関しては、昨年度と同じように、65歳以上の高齢者に関しては1,300円負担ということでよろしいんでしょうか。
- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 高齢者のインフルエンザ予防接種につきましても、今年度1回当たり3,000円の助成をするということで、個人負担は1,300円と考えております。

以上であります。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 関連しまして、12歳以上の新型コロナワクチンの接種が、受付が9月13 日から始まり、そして接種も18日から前倒しで進められることになっておりますが、 インフルエンザワクチンとの接種の兼ね合いをどのようにお考えなんでしょうか。
- ○雨池委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 インフルエンザの予防接種時期につきましては10月からとなっておりますが、本格的には11月からスタートかなと考えております。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましても9月、10月ということで、11 月も含めてですが、接種が始まるということで、重なる時期がございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種に当たりましては、他の予防接種と2週間空ける ということで厚生労働省からも指針が出ております。

接種に当たりましては、集団接種、個別接種、それぞれの先生方の予診の際には、必ずほかの予防接種をしていないか確認させていただきますし、これから市の広報等でインフルエンザワクチンの接種についての記載をする際には、その他の接種との間隔を空けるようにということを周知してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 保護者の方には計画的にワクチンを接種していただかないと。インフルエン ザワクチンが間に合わないということにならないように、周知をしっかりしていただき たいと思っております。

そこで、新型コロナワクチンの量は確保されたように聞いておりますが、インフルエンザワクチンの量の確保は大丈夫なのでしょうか。

- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 先日、厚生労働省の情報によりますと、例年並みのワクチンは確保していると。ただ、昨年よりは少し少ないということで、特に10月当初の供給量が少し少ないという情報をいただいております。量につきましては、例年並みの量は確保できるという回答でございました。

以上であります。

- 〇雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 私からは市長に一言お聞きしたいと思います。

今もお話に出ていましたが、昨日、県市長会の代表として、または県町村会の代表と して舟橋村長もお出向きになられ、県へ要望されに行かれております。本当にありがた いことだと思っております。

各市町村長がそのように市民の思いをちゃんと心に留めていただいて、そしてこのように予算化していただき、それが県には伝わらないこのもどかしさというものは、私も

今朝の新聞記事を見てがっくりきたところでありますが、ましてや、先導を切って動かれた市長、新田知事はワンチームとやまを自分の合い言葉のように言っていらしたにもかかわらず、こういうことになってくる内容といいましょうか、市長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

〇雨池委員長 夏野市長。

○夏野市長 言いたいことはいっぱいありますけど。県の言い分は、基本的には、去年の小学生までのものについては臨時的な措置でやったんですよという話であります。ただ私ども、今回だけじゃなくて前のワンチームとやま連携推進本部会議、市町村長会議でもいろんな市町村の方が言っていたんですが、状況が去年と変わっていないでしょうと。去年より逆に言うと悪くなっている状態なのに県が手を引くというのは、間違ったメッセージが出ませんかねという話をしていたんですが、それについては駄目だということでありましたので、インフルエンザについては昨日の雰囲気ではなかなか厳しいような話でありました。

理屈としては、これはまた病院長に聞いてもらえばいいかもしれませんけど、県の言い方は、インフルエンザがはやっていなかったということ。それから、例えば半年先に冬を迎えている南半球でもはやっていなかったと。だから、あまりはやらないんじゃないですか。こういった対策をしていることで一定の予防効果が出た。もちろんワクチンもあったかもしれませんがということが1つと、ちっちゃい子は、マスクをしたり手洗いをしたりということがやっぱりなかなかできないということもあるので、そういう子たちに対するケアはやってほしいということで、未就学児については残しましたという話でした。

理屈としては、だったら、例えば特別支援学校の子供たちだって、先生たちも大変苦労しているという話を聞きますよと。そこに入れるのはどうですかと話したんですが、 多分、想定問答集になかったんでしょうね。お答えはありませんでしたので。

どっちにしても、全市町村だと思います。市はとにかく全部。全部の市がインフルエンザについては去年並みの中学生まで、一部は中学生以上もありましたが、中学生までの接種をするということで、対市民との関係では去年と同じことはできるかなと思っていますが、ワンチーム、もしくは市町村の行政が地方自治の真ん中で、県はそれを支えるんだとおっしゃっていた割には冷たいねという感じがしなかったわけではありません。

もう一つ、県単医療費の話もありました。これも十何年間変わらない状態で、全国的

に見ても下から2番目とか3番目ぐらいのレベルなんですが、これも最初は各市町村の 足並みがそろっていなかったんですね。あるところは中学生まで、あるところは入院だ けとかいろいろやっていた。そろわないのに補助できるかという話だったので、今、全 部そろったんです。中学生までの入院、それから通院は全市町村対象となったので、な ったじゃないですかという話をすると、いやいや、県は別の資源でやりたいと、子育て 応援券でやるんだという話をしていたけど、子育て応援券もどんどんメニューを突っ込 まれていったらよく分からないですよね。

そんなこともあって、とにかく時間を稼がれているわけで、今回も結局、報道も御覧になったと思いますが、今まではワンチームの中でテーマにはしてくれたんです。してくれて、ワーキングということで市町村の課長、それから県の課長でやっていたんだけど、なかなかそのレベルでは結論は出ないよねと。だから今度は、市町村は副市長、副町長、それから県は部長クラスで検討しましょうということにされそうです。また時間を稼がれてしまったかなと思いますが。あそこで突っ張っていてもしようがないので、その中で、うちにも強力な副市長がおりますから、またしっかりと意見を述べていただければなと思います。

結論としては、ある意味、これは厚生部の問題ではなくて、首長と財政担当の問題だと思っていますので、今さら医療費支援の是非そのものについての議論じゃなくて、どこまで県が与えられるかということだと思う。例えば県だったら、毎年今より10億円ぐらいのお金が増えますよという、フルでやればね。それは確かにきついよねという気はするけど、おまえらはサボっとったやないかという意見もあるわけで、例えば段階的にやるとかそういうこともあるし、医療費については所得制限があるんですよ。これは物すごい事務的には手間がかかるので、そんな大金持ちの人までせんなんかという意見もあるかもしれないけれども、一方で、子育ては全部にかかる話だからということもあって、いろんなそういった要素があるわけでね。

皆さんがどういうふうに見られるか分かりませんが、今回は初めて15市町村長の意見がそろって、市長会、町村会で特別要望しようということになりました。今までそれぞればらばらにやっていたことはあったんだけど、初めてそろったということはまあよかった。それはある意味、ちょっと皮肉かもしれませんが、ワンチームということを言ってくれたおかげかなと思いますので、名実ともに県も含めたワンチームになればいいなと思います。

この点についてはそういうことがありますが、ほかの点ではもちろん県と市町村はタッグを組んでやっているわけで、ここの所管ではありませんが、例えば今回の経済対策、今、県が出しているいろんな商品券とかに使える財源なんかも、すごく市町村とか商工団体の意見を聞いて、非常に使い勝手のいいものを考えてくれています。だから、あんなこともあるわけで、だからといってけんかしているわけじゃないんだけど、殊、この件については意見の隔たりがあるのかなということであります。

これからそれぞれの市町村長には、選出の県議の先生とか各市議会の皆さんの御協力 も得てまた頑張っていきましょうという話で、一応昨日は重い足取りで帰ってまいりま した。

以上でございます。

- 〇雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 本当に市長、御苦労さまでした。これに懲りず、また新田知事へこれからもよろしくお願いします。

今ほど市長からもありましたが、河合病院長にお聞きしたいんですけれども、去年もそうだったんですけど、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種、もちろんマスク、そして手指消毒をやっていることはインフルエンザの予防にもつながっていると去年もあったかとは思うんですけど、本当にそれが裏づけられたような内容になっているのか否かというところをもう一度御示唆いただけませんでしょうか。お願いいたします。

- ○雨池委員長 河合病院長。
- ○河合病院長 新型コロナウイルス感染症がはやってから世界的にインフルエンザが減少したのは、今、市長が言われたとおりで、日本に冬が先行した南半球でオーストラリアやブラジルでも記録的にインフルエンザが減っていたのが昨年の夏に報告されて、昨年の冬には、前回の冬に新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行するのではないかと非常に恐れられていたんですけれども、先行するオーストラリアであるとか南アメリカでほとんど流行しなかったので、やはりそういう感染予防策が利いているんじゃないかという予想が1つと、ウイルスの感染というのはインターフェアと言って、干渉現象というのが言われるんですね。1つの臓器に2つ以上のウイルスが感染すると、取り合いをしてどちらかが勝つことが多いんですね。

私の専門はB型肝炎ウイルスなんですけれども、肝臓にB型肝炎、C型肝炎が同時に

感染することがあるんです。そうすると必ずどちらかが抑えられます。多くはC型肝炎が勝ちます。B型肝炎は抑えられます。なので、例えばC型肝炎ウイルスの治療をしてC型肝炎が治っちゃうと、鎮まっていたB型肝炎が急に増悪して亡くなる例があったように、そういうことが同じ肺の細胞に感染するインフルエンザと新型コロナウイルス感染症でもあったのかもしれないけれども、それは分からないです。少なくとも、基本再生産数から見ても、新型コロナウイルス感染症のほうがインフルエンザよりも感染力が強いので、感染防御をしているとインフルエンザは抑えられているんだろうというのが主な推測ですけれども、もしかしたら取り合いで、ウイルスの干渉現象で新型コロナウイルスが勝っているということがあるのかもしれないです。

もう一つ、昨年は同時流行はなかったんですけれども、同じ呼吸器の感染症で、小児・乳児のRSウイルス感染症というのがあります。新型コロナウイルスが感染した後は、小児・乳児のRSウイルス感染症というのが非常に減ったんです、インフルエンザと同じように。ただし、今年になって急に増えました。一旦減ったことによって、お母さんであるとかいろんな人の免疫が落ちて、お母さんの抗体が子宮内でお子様にうつることによって乳児のRSウイルス感染症が抑えられているという現象もあったんですけれども、それがないせいで、今年は乳児のRSウイルス感染症であるとか、年長の子のRSウイルス感染症といった、従来の患者さんよりも低い年齢と高い年齢の2つのピークを持つ感染が流行したということもあって、去年インフルエンザが流行しなかったら、みんな抗体を持っていないので、次は大きな同時流行が来る危険性もあるので、やはりインフルエンザワクチンは打っていきたいなと思っています。

以上です。

- ○雨池委員長 神島委員。
- ○神島委員 続きまして、砺波市病院事業会計補正予算の有形固定資産購入費についてお 尋ねいたします。

パーティションタイプの空気清浄機の導入目的と、この機種を選んだ理由についてお 伺いいたします。

- 〇雨池委員長 野崎病院管財課長。
- ○野崎病院管財課長 導入目的につきましては、病院正面にて発熱外来のスクリーニングを行っておりますが、感染症疑い患者、それから無症状者などからの院内感染防止のために必要な部署に設置するものであります。今回は、患者に近い距離で長時間接するよ

うな部署、例えば内視鏡センターとかそういったところで設置したいと考えております。 この機種を選んだ理由につきましては、昨年度も交付金で導入実績がございまして、 軽量コンパクトで汎用性が高いということと、設置、移動も簡単なタイプで1人でも動 かせるということで、この機種を選ばせていただきました。

以上です。

- 〇雨池委員長 神島委員。
- ○神島委員 最近、空気清浄機はいろんなところで使われていると思うんですが、納期的には大丈夫なんでしょうか。納期はいつぐらいに入る予定なんでしょうか。
- ○雨池委員長 野崎病院管財課長。
- ○野崎病院管財課長 御承認いただきますれば直ちに入札を行い、このパーティションのメーカーに確認したところ、納期は12月末と聞いております。
 以上です。
- ○雨池委員長 ほかに質疑、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○雨池委員長 ないようでありますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。 これより付託案件を採決いたします。

ただいま議題となっています議案第49号、議案第50号、議案第52号、議案第55号及び議案第56号、以上の5件を一括して採決いたします。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○雨池委員長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第49号 令和3年度砺波市一般会計補正予算(第5号)所管部分、議案第50号 令和3年度砺波市病院事業会計補正予算(第2号)、議案第52号 砺波市手数料条例の一部改正について、議案第55号 砺波市営駐車場条例の一部改正について、議案第56号 砺波市庄川健康プラザ条例の一部改正について、以上5件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○雨池委員長 挙手全員であります。よって、5件の付託案件は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、要望が2件提出されております。

砺波市表町、蔦村優一氏から、「新型コロナワクチン接種に関する陳情書」が、公益社 団法人砺波市シルバー人材センター理事長、飯田修平氏から、「超高齢化社会にチャレン ジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」が提出されておりますので、御報告 いたします。

なお、シルバー人材センターとは7月20日に意見交換会を実施しており、事情は十 分御承知のことと存じます。後日いろいろと協議をさせていただきますので、よろしく お願いしたいと思っております。

(市政一般における本委員会の所管事項について)

○雨池委員長 次に、その他といたしまして、市政一般における本委員会の所管事項について、質疑、御意見等はございませんか。

神島委員。

○神島委員 では、新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養者の支援についてお伺いいたします。

厚生労働省は8月25日付で都道府県に対し、市町村と連携し自宅療養者への食事提供など生活支援を行うように要請する事務連絡が発出されました。

感染者の情報が厚生センターから市に共有されているかお伺いいたします。

- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 8月25日付の厚生労働省からの通知では、法律上の感染対策の実施主体につきましては、都道府県及び保健所が設置されている市とされておりますが、自宅療養者の生活支援など住民サービスは、市民と身近な立場である市町村の協力の下、行うことが重要であるということから、都道府県と市町村が連携して生活支援を行うよう通知されたものでございます。

富山県では、支援が必要と県が判断した場合、市町村に対して支援要請を行っておりまして、実際、当市におきましても砺波厚生センターから要請を受けまして、家庭内で感染者が発生し支援が必要とされる残された家族の方に対しまして、見守りといいますか、安否確認といいますか、生活の確認のために支援を行っているという実績がございます。

以上でございます。

- 〇雨池委員長 神島委員。
- ○神島委員 現在は自宅療養者の方はおられないと。本会議でも副市長からその話がありました。今いろいろ生活支援を行っている話がありますが、万が一そういった自宅療養者がおられた場合に、どこまで市が行って、あとは厚生センターが行うか、生活物資の配付とか健康観察とか心のケアについて、どういうふうに分担されているのかお伺いいたします。
- ○**雨池委員長** 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 県の厚生センターに確認したところ、現在、砺波市内には自宅 療養者はいないというふうに確認をしております。

もし自宅療養者がいるということで支援をという要請があれば、こちらから支援物資 等を準備して対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

- 〇雨池委員長 神島委員。
- ○神島委員 日々の健康観察とか心のケアに関しては厚生センターが行うんでしょうか。 お聞きします。
- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 原則的には県でやられるんですが、県のほうでどうしても手が 回らないとか必要だということであれば、市町村へ要請があるということでございます。 以上であります。
- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 それでは、新型コロナウイルスワクチン接種に関連しまして、何点か確認して質問とさせていただきたいと思います。

今後の接種場所ですが、まず個別接種につきましては、市長の提案理由の中ででしたでしょうか、個別接種という選択肢はこれまでと同様に実施するというお話があったと思います。これまでと同じように、同じ病院で、個人病院で個別接種が実施されるということでよろしいでしょうか。

- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 個別接種につきましては、現在、市内で27の医療機関でかかりつけ医、そしてまた、集団接種が土曜日、日曜日ということもありますので、平日の接種を希望される方もいらっしゃることから実施しているところであります。今後も実

施をしていくというふうに考えております。

なお、現在、優先接種ということで妊婦の方、それから15歳以下の小学校6年生、中学生の接種が始まるということもありまして、新たに産婦人科、それから小児科の個別接種も追加して行う予定としております。

以上であります。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 子供たちも始まるということで、接種箇所が増えるというのでありがたいことだと思っております。

続いて、集団接種についての確認をさせていただきたいと思います。

現在、集団接種はイオンモールとなみのみで実施されていると思っております。今後、これまでお医者さん2人体制で2レーンで接種されていたのを、3レーンにして接種者を増やしていきたいという説明がございましたが、イオンモールとなみでするメリットを少し御説明いただけたらありがたいなと思っております。

といいますのも、イオンモールとなみ、私、行きましても、場所が広いので、目的地に行くのに止めた駐車場によってはかなり遠回りをしなくてはいけないとか、どう行ったらいいのか分からないということがあったりいたします。そこで、まずそのメリットについてお聞かせいただきたいと思います。

- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 イオンモールとなみでの集団接種ということで、8月7日から 毎週土曜、日曜日実施をしておりまして、これまでに8回実施をしております。

メリットといたしましては、まず運営面といたしましては、借りている会場がワンフロアということで、広く使えるということであります。それから、集団接種の動線が分かりやすいということもありまして、接種能力が拡充できたというところがあります。

それから、フロアを貸切りで借りているところもありまして、常設で設備を設置して おります。ということで、これまでまなび交流館では毎回設営をしていたということが ありますが、その辺の労力が低減されたということがあります。

また、市民であればイオンモールとなみは皆さん御存じということもありますので、 また駐車場も広いということで利用しやすいのかなということ。今の広いと逆に分かり にくいということもあるんですけれども、若い方も行きやすくなったのかなと思ってお ります。 何よりもショッピングモールでやっているということで、ワクチン接種以外の方もの ぞいていかれるといいますか、ここで接種をやっているんだなということで、接種が大 変身近に感じられるということで、接種率の向上にもつながるのかなと考えているとこ ろでございます。

以上であります。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 いろいろメリットがあるということで、イオンモールとなみ1か所でこれからも集団接種を進めていかれるんだろうと思っておりますが、先ほども言いましたけれども、本当にどの駐車場に止めるかによって接種会場に行く動線が違ってきたりしますので、ぜひ案内文には、どこの駐車場に止めると近いよとか、入り口は、ABCDってついていましたっけ、から入ると早いですよとか、そういう御案内をしていただけたら接種者の方はありがたいのではないかなと思っております。
- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 今ほどの少し広いので分かりにくいということもありまして、 実はホームページに、屋上からの一番近い駐車場入り口、それから入り口はどこかとい うことも載せております。また、いろんな場面で周知を図っていきたいなと考えており ます。よろしくお願いします。

以上です。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 昨日、報道で、滑川市でナイト接種ですか、仕事帰り、また学校帰りの方々も接種できるということで、夕方から夜間にかけての――夜間ではないのかもしれませんが――接種をされていると思っております。

今、個別接種されているときに、5時半ぐらいの接種時間が選択肢としてあるのは承知しておりますが、もう少し遅い時間帯の接種についてはどのような見解を持っていらっしゃいますでしょうか。

- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 現在のところ、イオンモールとなみの接種時間につきましては、 1時間遅らせまして6時までということで今後検討しております。

13日から39歳以下の予約を受けまして接種が始まります。その接種の予約状況、それから要望等を見ながら、今のところ夜間の実施については考えていないんですけれ

ども、検討していくことも考えております。 以上であります。

- ○雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 そうでしたね。イオンモールとなみは6時まで延長されるということもありましたので、接種を希望される方にとっては大変ありがたいのではないかと思います。 そこで、ワクチンの接種の完了見込みについては、市長からも11月いっぱいという説明がありました。現在ワクチンの量はほぼ確保されているというお話も聞いておりますが、広報となみの9月号にも大々的にワクチン接種の最新情報が載っております。その中に、「予約が定員に達した場合は受付を一時停止します」とあります。この辺について御説明いただけますか。
- ○**雨池委員長** 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 定員に達しましたといいますのは、今現在は2週間ごとに順次 予約を受けているという形でありまして、定員に達しましたら1回予約を止め、次の2 週間後にまた新たな予約を取るという形を考えているところであります。これは、ワク チンの供給量の見込みが以前はできなかったこともありまして、そういう形の対応を取 っていたところでございます。
- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 今ほどワクチンの供給が見込めなかった場合の対応という御説明もありましたけれども、ワクチンの供給が見込める今でも、やはり2週間ごとの受付しかできないのでしょうか。
- ○雨池委員長 田村健康センター所長。
- ○田村健康センター所長 今度13日に39歳以下をやるんですが、当初は2週間の予定でしたが、ワクチンの見込みが立ったということで、10月末までの予約を取りたいと考えております。

以上であります。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 先ほどもインフルエンザのワクチンの中で言いましたけれども、子供たちが早めにワクチン接種できますように、予約もなるべく短い、2週間ではなくて、しっかりと受け付けていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、病院長に確認を1つさせていただきたいと思っております。

私もワクチンを2回打ちましたけれども、2回接種しても新型コロナウイルスに感染する人が今出てきております。今後3回目の接種というのはどの程度必要になってくるのでしょうか。病院長の専門的な見解をお聞かせいただきたいと思います。

- ○雨池委員長 河合病院長。
- ○河合病院長 当初、ワクチンを2回接種すると感染が95%以上抑えられるという触れ込みだったんですけれども、デルタ株の流行もあって、2回接種しても感染するブレークスルー感染というのがしきりと言われるようになりました。

実際にどれくらいブレークスルーが起こっているかというのは、例えばアメリカで2回接種をした医療者が15人、マスクをせずに会食して11人感染したとか、そういう個別の報道もありますけれども、大きく見て一番よく分かるのは、やはりイスラエルです。イスラエルは人口900万人ぐらいの小さな国ですけれども、早いうちからワクチン接種2回接種が進んで、今年の正月ぐらいにはピークで1日1万人ぐらいの感染者が出ていたのが、60%がワクチン接種が済んで、1日の感染者数がもう100人以下、30人とか非常に減って、もうマスクせずに会食オーケーとなったのが4月か5月のことだったと思います。現在、イスラエルの感染者数は1日1万人ぐらいと、正月のピークを越えた患者が出ています。

ですので、現在言われているのは、ワクチン2回接種はデルタ株にも有効である。ただし、それはマスクなどの感染防御をしたときだけであると。感染防御をしない場合はブレークスルー感染が非常に強くリスクが高いので、3回接種は必要であろうというのはもう世界的な考え方ですね。

ですので、もうイスラエルは12歳以上の国民全てに3回接種を始めています。アメリカも現在またピークが来ていますね。イスラエルと日本とアメリカはワクチン接種の状態は違うんですけれども、同じような、第3波か、第5波か、第4波か違いますけれども、ピークを迎えている国です。感染の状況は国によって違うんですけれども、この3か国は似たパターンを取っています。アメリカも3回接種を決めました。そしてイスラエルは、接種が済んだ後5か月間はレストランに入ってもいいというワクチンパスポートを出しているそうです。ですので、3回打った人は5か月後にはもう4回目を打ちなさいよと、イスラエルはもう国として決めています。

ただし、そういうイスラエルであるとかアメリカの3回接種を始めるという行動に対しては、世界保健機関(WHO)は大反対しています。世界の接種率はまだ20%台で

あるから、途上国も全て打ってからにしなさいとは言っていますけれども、今後3回接種、4回接種、年に1回接種と進んでいくのが一つの流れじゃないかなと思っています。ただ、アメリカってワクチン接種率がたった53%なんですね。イスラエルも60%しかないんですね。日本はもう追いつきそうです。日本はやはり打とうとなると国民全員打とうと行きますけれども、ヨーロッパやアメリカ等の国は、3割から4割の人はもう絶対打たないんだと言って打たないです。ワクチン接種率の推移は、イギリスとかフランスとかドイツを見ても、7月ぐらいから6割で止まっています。4割ぐらいの人はワクチンなんて絶対打たないと言って頑張っているみたいですね。割と従順な人が多いと言われているスペインであるとかベルギー、イタリアというのは70%ぐらい打って、今はもう患者がぐっと減っている。逆に打っていないけど、インドはデルタ株で燃え尽

なので、各国いろんなパターンがありますけれども、ワクチンはやはり1年に1回打っていくというパターンになるんだと思います。

以上です。

- 〇雨池委員長 神島委員。
- ○神島委員 関連してワクチン接種についてなんですが、若い世代の中に、副反応が怖いとか、感染しても軽症で済むといった理由で接種を希望されない方も見られますので、そういった方のワクチン接種の推進にどう取り組まれるのか。ほかの市町村で宣伝カーとか懸賞を何かつけるといったこともありますが、砺波市ではどう考えておられるのかお伺いいたします。
- ○雨池委員長 田村健康センター所長。

きてしまって、患者数がいなくなっていますけどね。

○田村健康センター所長 若者が接種しやすいということでショッピングモールでやっているということで、身近に接種しやすい環境をつくっているのかなと思っております。また、小さいお子さんを持った保護者の方も、これから接種が始まってくると思いますので、ワクチン接種が安心して行えるように、集団接種会場の近くに一時預かりの託児場所を設置することも今検討しております。

それから、来週13日から予約が始まるんですけれども、その予約状況を見ながら、 接種状況によりまして、未接種の方への勧奨はがきの案内についても検討したいと考え ております。

以上であります。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 続いて、新型コロナウイルス感染者数がなかなか減らない状況の中での独り 暮らし高齢者の見守り体制についてお伺いしたいと思います。

民生委員児童委員の方々が訪問されている独り暮らし高齢者の方々は、今、何人ほど いらっしゃるのでしょうか。

- ○雨池委員長 藤森社会福祉課長。
- ○藤森社会福祉課長 独り暮らし高齢者の見守りについてですが、正直、各民生委員児童委員によってちょっと数が違っております。コロナ禍前、コロナ禍後等もいろいろありまして、正確な数字は、すみません、今ここでお答えすることができないのですが。
- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 コロナ禍の中で、直接対面して様子をうかがったりということは少し控える ようなことが進められているのかなと思ったりしているんですけれども、訪問控えとい う状況になっているのか、今の独り暮らしの方の訪問状況についてお聞かせいただきた いと思います。
- 〇雨池委員長 藤森社会福祉課長。
- ○藤森社会福祉課長 民生委員児童委員の活動につきましては、感染拡大時には電話、あとお手紙の利用などということで、無理のない範囲での活動を以前からお願いしております。

ただ、民生委員児童委員の皆さんは、やっぱりお顔を見てお話をしたいといったこと もありまして、実際、訪問件数については、コロナ禍前に比べてもそんなに減っていな いのが現状でございます。

訪問できない場合は電話で安否確認等をしておられますので、訪問と電話の確認を合計いたしますと、実際はコロナ禍が多いといった状況でございます。

以上でございます。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 コロナ禍の中でも、頻繁にまめにお電話されるなどして高齢者の見守りをされていて、大変ありがたいと思っております。

民生委員児童委員の負担が最近増えているのではないかとちょっと心配いたしております。民生委員児童委員の負担軽減のための対応について、どのようにお考えなのかお聞かせください。

- **○雨池委員長** 藤森社会福祉課長。
- ○藤森社会福祉課長 委員おっしゃられましたとおり、コロナ禍前からも、高齢者、障害者、児童関係ということで、だんだんと以前に比べまして求められる活動が増えてきております。これに加えてコロナ禍ということで、大変御苦労の多いところでございますが、今、社会福祉協議会の事業で、各自治会単位に福祉サポーターというものを配置していただいております。この福祉サポーターからいろいろ気になるケース、情報を民生委員児童委員につないでいただいて、連携して見守り活動に取り組み幾らかの負担を軽減しているということでございます。

以上でございます。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 福祉サポーター、各地区におられますよね。ぜひ総動員してそれぞれの地区 の福祉の推進を進めていただきたいと思いますが、今、民生委員児童委員の数をもう少 し増員したらいい地区があるように思ったりするんですけれども、そこら辺については どのようにお考えでしょうか。
- **○雨池委員長** 藤森社会福祉課長。
- ○藤森社会福祉課長 民生委員児童委員の定数につきましては、3年ごとの改選の前に各地区に要望を確認しております。増員希望があれば県に要望をしているところでございます。

近年では、平成28年に北部地区で1名増員をしております。今年も幾つかの地区で 増員要望をいただいておりますので、今、県のヒアリングを受けている途中でございま す。

ただ、近年、委員の成り手が少ないといった事情もございますので、そういった定数を増やすことも大事なんですが、それだけではなくて、各自治会、あと地区の福祉推進協議会もございます。こういったところと引き続き連携を取っていただいて、委員の負担軽減を図っていければと考えております。

以上です。

- 〇雨池委員長 今藤副委員長。
- ○今藤副委員長 私からは、富山県後期高齢者医療広域連合の過大請求についてお尋ねしたいと思います。

まず冒頭に、現在の担当部署や担当者を責めようという質問では決してないので。そ

してまた、市民課だけの話ではないということをまず申し上げておきます。

この件に関して言えば、平成24年以来9年間に及んで、このような誤りに県内の市 町村が気づかなかったのかなとちょっと驚いております。

そういうこともありましてお聞きしたいのは、県であるとか一部事務組合などから負担金などの負担額の提示があった場合には、試算、試し算をしているのか、していないのか。あわせて、例えば今回の件についていえば、そんなに複雑、難解な計算が必要だとはちょっと思えないんですね。再発防止という観点から、県や一部事務組合などからの負担額などの試算、試し算をすることが必要と考えているんですけれども、この2点、つまり、しているのか、していないのかということと、必要なのか、必要でないのかについてお答えをいただきたいと思います。

〇雨池委員長 小竹市民課長。

○小竹市民課長 事務費負担金あるいは後期高齢者医療につきましては、療養給付費負担金等につきましては従来から確認を行っております。ただし、今回の負担金につきましては、被保険者個々の保険料の積み上げた結果として算出されたものでありまして、市町村ではこういった保険料を計算する手だて、システムがないことから、広域連合から示された負担金の総額を基に試算するということは実際できないものであります。

今回の件につきましては、再発防止という観点からは、広域連合から新たに広域連合と委託先であります国保連合会、システム運用業者、再委託先の3者で定期的に直接話し合う場を設け、翌月あるいは随時、作業の内容の手順や処理上の注意箇所の確認を行うなど、相互によるチェック体制を強化したと聞いております。

市町村におきましては、試算あるいは確認できるものについては従来どおり確認は行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

〇雨池委員長 今藤副委員長。

○今藤副委員長 いま一つ理解ができないんですが、私が調べたところで違っていたらまた御指摘いただきたいんですが、平成24年度の保険料改定で1人当たり3,000円分プラスになったと。それまで4万800円だったものが4万3,800円となったと。これは事実ですよね。誰でも分かる話ですよね。

本来、地方負担額とすべき金額が3,000円掛ける0.7、つまり70%、2,1 00円ずつ違ってくるということではないんですかね。そうすれば市サイドでも分かっ てくるような話ではないのかという疑問があるんですけど、その点について教えていた だけますか。

- 〇雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 現在、国への負担金2,100円分が過大請求であったと。ただし、そのうち市町村の負担となる部分については4分の1ということで、1人当たり525円と。被保険者1人全体としては2,100円が追加になると。ただ、法律に基づいてそのうちの4分の1が市町村の負担となるわけでございますが、その部分について試算をするということになりますと、その対象者一人一人の課税の内容を確認した上で積み上げるということになります。ですので、本市としてはそのような試算が今現在もできないものと考えております。
- 〇雨池委員長 今藤副委員長。
- ○今藤副委員長 何となくですが理解はできたように思いますが、また後日教えてください。

それはそれとして、今回の砺波市の返還金なんですが、9年分で約1,100万円と 説明を受けております。これについて、それこそ過去に遡って試算をするということは 当然しないということなんですね。

- 〇雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 しないといいますか、先ほどの御説明どおり、できないということでございます。
- 〇雨池委員長 今藤副委員長。
- ○今藤副委員長 こんなことが繰り返されたら困るなという素朴な疑問だったんですが、 過大請求が課題のある請求にならないように、単純なものについてはしっかりと言質を 取ってからお願いしたいと思います。

それでは最後の質問なんですけれども、砺波市では今回の追加負担分について、補正 予算を組んで今年度内に一括で納付する予定だとお聞きしました。その財源の手当ては どうするのかということをお聞かせください。

- ○雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 今回の保険料の負担軽減分につきましては、もともと公費で負担するということになっております。従来より、この軽減の負担金については公費ということで 一般財源を充当しておりまして、今回の件につきましても一般財源を充当する予定とし

ております。

私からは以上でございます。

- ○雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 続きまして、マイナンバーカードの普及促進事業ということで当局には伝わったかもしれませんが、普及促進ではなく普及状況ということでお聞きしたいと思います。小竹市民課長、よろしくお願いします。

まず、事前にマイナンバーカードの交付状況ということで資料を頂いております。これを見ますと、国の事業として行った今年春から4月までのマイナポイントの事業、それから5月から7月まで行ったプレミアム商品券という、おまけつきという言い方は大変悪うございますが、そういう流れによって一気に、令和2年の12月末で25.9%だったものが今年の令和3年8月末で49.3%、申請数では約2倍、それから交付数でも約2倍ということで、すごく効果があったことがよく分かりました。本当にそれに対して今度は、カードを発行する側の市民課の皆さんに大変御苦労さまでしたと言いたいところであります。

ですけど、今、ポイントつきといいましょうか、プレミアムつきといいましょうか、 そういう状況で行われたカード普及に対してはすごく反応があったんだけれども、その イベントが終了すると同時に申請数が激減状態となっていることから、市民の皆さんか らすれば、このカードが持つ本来のメリットというものはやはり感じておられないんだ なという現状が分かるところであります。

そこでなんですけれども、これからマイナンバーカードの本来持つであろうメリットの普及につなげていかなければなりませんし、また、そのことを市民にも浸透させていかなければならないんですけれども、まずこのカードですけれども、自分のマイナンバーを証明するものであるとともに、身分証明を行えるものになるのですが、昨年の話でしたけど、このマイナンバーカードにオンライン資格確認システムを導入されて、今年の3月中から健康保険証として利用できるようになると伺っていたんですけれども、結局これは今どういう状況になっているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

- ○雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 議員から今御質問のありましたマイナンバーカードの保険証利用につきましては、当初、今年の3月から本格運用という予定でございましたが、企業等の健康保険組合が持つ加入者の情報等がマイナンバーと一致しないというトラブルがあった

ため、本格運用は今年の10月からと予定されております。

マイナンバーカードの保険証利用につきましては、3月から一部医療機関では試行的に運用されております。それが今回そういったトラブル等も解消されたということで、 今年の10月から本格運用される予定でございます。

以上でございます。

- 〇雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 国民健康保険もそうですし、社会保険も全部そうなると伺っておりましたから、企業とのトラブルということであれば仕方のないことかと思いますが、今度、それは10月からということなんですけれども、これは各医療機関でも、そのカードを見せるだけというものではないのではないかと思うんですが、医療機関の体制はどうなっていくんでしょうか。
- 〇雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 マイナンバーカードの保険証利用につきましては、各医療機関の窓口にマイナンバーカードを読み取る機器の設置が必要になることとなっております。

国では各医療機関に、民間の開業医であれば1台は無償で機械を申請があれば提供、 公的病院につきましては3台まで提供と。ただし、機械は渡しますが、その後の電子カルテあるいはレセプトを作る機械との接続は、一部は補助しますが、あとは自前で用意 してくださいということでございます。ですので、その機器が整備されていない医療機 関では一部利用できない医療機関もあるものと考えております。

私からは以上でございます。

- ○雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 そうですか。それでは、今その医療機関に対しての、カードリーダーだと思うんですが、それの配備も並行して行われていると、それが10月中までには配備される予定であるということでよろしいですか。
- ○雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 その機器の整備につきましては、もう既に3月から導入予定であったということで、国からそういった機器の申込みは随時受け付けていらっしゃいます。ですので、本来3月から運用開始の予定であったことから、そういったカードを保険証として確認しようという医療機関のほうには、既に希望されるところには行き渡っているものと考えております。

以上でございます。

- 〇雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 分かりました。少しでもみんながそういうメリットを持っていただければ、カードのありがたみも分かるのかなと思っているところであります。

では次に、現時点で、先ほども言いましたけど、市民の約半分ほどのカード普及率ということになってきたんですけれども、やはりもっとマイナンバーカードのメリットを 市民の皆さんに認識していただくことが大切だと思っております。

そこで、前からも私ら議員から出ていた話ですけれども、今は市民の窓口でしか発行できていない住民票や印鑑登録証明、そして戸籍抄本、こういう公的証明をコンビニで発行できるようにしていくことがこれから必要なんじゃないかと思われますが、これらに対しての今後のといいましょうか、お考えをどこまでお持ちなのかお答えいただければと思っております。

- 〇雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 議員おっしゃられましたとおり、住民票等のコンビニでの交付につきましては、これだけの交付状況ということから、導入の検討を具体的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 大変ありがたい返事だったなと思いますが、せめて時期とか、いつ頃どうとかはないですか。
- 〇雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 時期につきまして、具体的にコンビニ交付を導入するに当たりまして、システムの開発、あるいは実際に交付するということになりますと、東京に赴きまして交付試験とかそういったものも行う必要がございます。具体的に大体10か月、11か月、運用まで1年弱の期間がかかるということで、令和4年度中を目途に検討を進めてまいりたいなと考えております。

以上でございます。

- ○雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 ありがとうございます。今まではおまけつきのマイナンバーカードだったかもしれないけど、やはり市民の皆さんが実用的に使えることが大変望ましいことだと思

いますので、どうか前向きに動いてやっていただければと思います。

もう一点お願いします。このマイナンバーカードの有効期限です。

私らが聞いているのは、20歳未満の方のカードは発行から5回目の誕生日が来るまで、20歳以上の方だと10回目の誕生日まで有効だという捉え方をしているんですけど、実は私自身も、もう平成27年に当時7人の家族全員が作りまして、その頃からカードだけ持っているんですが、5回目の誕生日も何もない、全部20歳以上の人間であったにもかかわらず、2年目ぐらいか3年目ぐらいかで、もう2人の家族に何がしかを更新してくださいという案内が来ておりまして、それをしっかりと見なかった私も駄目だったんですけど、まだスタートして5年なんですよね。6年目かな、今。にもかかわらず、期限が切れたというのか何がしかの更新をしてくれという案内が来ているようなんですけど、ここら辺の受け止め方というか、考え方ってどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

〇雨池委員長 小竹市民課長。

○小竹市民課長 まず有効期限につきましては、実は2種類ございます。カードそのものの有効期限と、もう一つ、カードを交付させていただいた際に、英語、数字を組み合わせた6桁のものと数字4桁のものと、暗証番号を設定させていただいております。その暗証番号の有効期限というか更新期限が5年となっております。

ですので、20歳以上の方でございましても、5回目の誕生日の際には暗証番号の更新をしてくださいということで、国の地方公共団体情報システム機構から有効期限の二、三か月前に更新の案内の通知が届くものでございます。ですので、平成27年にこの申請が始まりまして、平成28年からマイナンバーカードの交付を行っております。そういった当初に交付いただいた方には、昨年から順次更新の御案内が行っているかと思います。ですので、今、5年たった方が順次更新に窓口にお越しいただいているという状況でございます。

私からは以上でございます。

○雨池委員長 川辺委員。

○川辺委員 よく分かりましたといいましょうか、そういうことが起こるということです ね。

もう一つ聞かせてください。地方公共団体情報システム機構から更新の案内が出るんですよね。それは当市民課では把握していらっしゃるんでしょうか。

実は、私は先ほど言いました2通のうちの家族の分、正直、見る間もなく破棄してしまいましたので、それ以来、何の案内も来ませんし、生きているのかな、死んでいるのかな、よく分からない状態なんですけど、市民課ではそういう私みたいなどうしようもない市民に対する対応はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

- 〇雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 更新の案内につきましては、先ほど言いました国から通知が直接個人のお宅に届きます。市民課としては、個々の方を見ると有効期限が来ているなということは確認できるんですが、そこで暗証番号の更新をされていない方に関して市民課から直接働きかけるということは今現在しておりません。

私からは以上でございます。

- 〇雨池委員長 川辺委員。
- ○川辺委員 私みたいなケースはあまりないとは思いますけど、要は、そのカード、確かに個人番号はそのまま生きますよね。それから身分証明にもなるんでしょうね。いや、でも写真が入れ替わらないと駄目な場合もあるのかな。そこら辺で、あなたのカードはもう生きていませんよということを本人が知る機会というのはないもんなのでしょうかね。お聞きします。
- 〇雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 カードそのものは、20歳以上の方であれば10年、本人確認書類として使えるということで、特段20歳以上の方に関して通知というものは、実際発生しないのでやっておりませんが、20歳未満の仮に最初に作られた方に関しては、一旦更新の期限が来ておりますので、そういった更新されていない方への案内というのは、ちょっと今、私、把握しておりませんので、また後ほど確認してお答えさせていただきたいと思います。
- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 今ほどのマイナンバーカードの交付に関連して質問させていただきたいと 思います。休日申請についてです。

休日申請の状況というのは、これまでもされていたと思うんですけれども、やはり平 日と比べて多いのでしょうか。大まかな状況でよろしいのでお聞かせください。

- ○雨池委員長 小竹市民課長。
- ○小竹市民課長 マイナンバーカードの休日交付につきましては、現在、毎月第2日曜日

の午前中に実施させていただいております。こちらは、コロナ禍の状況もありますので、 密を避けるという意味でも、完全予約制で実施させていただいております。

今年度4月以降につきましては、この資料にもありますように、申請数が大変多くございました。4月以降については毎月1回、5月、6月につきましては月2回、休日の窓口を開設して交付したものでございます。具体的に、休日午前中の交付の受付状況につきましては、大体50件から60件の交付をさせていただいております。

4月から8月までの間につきましては、申請の数が多かったことによりまして、交付を早急に進めないといけないということで、休日は交付のみに限って受け付けさせていただいておりましたが、今後9月以降は、交付と併せて申請の受付も再度行いたいと考えております。

私からは以上でございます。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 そういうことなんですね。これまでというか、8月だけなのかもしれませんけど、交付だけ行って申請の受付は行っていなかった。でも、9月から交付も申請もやりますよということで、ぜひ10月からもしかしたら保険証として使えるかもしれないマイナンバーカードの普及を進めていただきたいと思います。

続きまして、市立砺波総合病院についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染妊婦の受入れ体制についてお聞かせいただきたいと思います。

まず最初に、これまで市立砺波総合病院におきまして、新型コロナウイルスに感染した妊婦の受入れというのはあったのでしょうか。

- ○雨池委員長 嶋村病院総務課長。
- ○嶋村病院総務課長 現時点におきましては、新型コロナウイルスに感染された妊婦が出産に至ったケースというのは確認しておりません。当院ではそういった方はおられません。

以上です。

- ○雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 出産はということでありましたけれども、妊婦で新型コロナウイルスに感染 された方の入院もなかったんですよね。
- 〇雨池委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 妊婦につきましてはおられましたが、この方につきましては、入院中にもPCR検査を行っておりますけれども、それが陰転化、いわゆる陰性になったということで、無事通常の分娩に入っておられました。

以上です。

- 〇雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 もう既に受け入れていらっしゃったということであれば大丈夫だと思うんですけれども、新型コロナウイルスに感染された妊婦を受け入れることになった場合の受入れ体制、しっかりなされていると思うんですけれども、確認させていただきたいと思います。
- 〇雨池委員長 嶋村病院総務課長。
- ○嶋村病院総務課長 まず、新型コロナウイルスに感染されました妊婦の対応につきましては、基本的には、当院の場合、新型コロナウイルス感染症患者さん用に現在確保しております病床、ベッドでの受入れということになります。そこでは、産婦人科医、また感染症対策の医師がいろいろと協議、相談をしながら治療を行っていくことになっております。

ただし、産科合併症、例えば切迫早産であるとか胎盤異常といったリスクがある妊婦、あるいはそういった合併症を併発された妊婦につきましては、これは従来より、県内ではそういった連携体制が既に構築されております。その中で、こういった妊婦につきましては、より高度な周産期医療を行っております、例えば県立中央病院であるとか、そういったところとの連携により対応することとなっております。

以上でございます。

- ○雨池委員長 大楠委員。
- ○大楠委員 しっかりと体制ができているということで、安心いたしております。

そこで、先ほど1人いらっしゃったけれども途中で陰性になったということで、分娩 されたときは感染者ではなかったという御説明だったと思うんですが、感染された妊婦 がいざ出産となった場合の対応についてお聞かせいただきたいと思っております。例え ば分娩室は一般の方と別の場所を予定されているのかどうか、お聞かせください。

- 〇雨池委員長 嶋村病院総務課長。
- ○嶋村病院総務課長 妊婦がいざ出産の段に入るという御質問でありますけれども、この件につきましては、当院の対応といたしまして、これは一般的にはそう言われているん

ですけれども、感染されている状態でありますので、一般的に通常分娩ということになりますと、私もよく分かりませんが、いわゆるいきみといいますか、長時間そんな状態が続くことになりますよね。そうなりますと、なおウイルスをばらまくというか、まき散らすというか、そういう可能性が非常に高くなるわけであります。したがいまして、基本的には帝王切開と聞いております。

以上です。

- ○雨池委員長 林委員。
- ○林委員 新型コロナウイルス感染症に対する診療内容についてお尋ねします。

最近注目されている抗体カクテル療法についてですが、現在、市立砺波総合病院でも 使用されていると思われますが、どのような感染患者に使用されているのかお聞かせく ださい。

- 〇雨池委員長 安念病院医事課長。
- ○安念病院医事課長 抗体カクテル療法でございますが、中和抗体薬カシリビマブ及びイムデビマブを用いた治療方法であります。2種類の抗体を同時に投与することから、混ぜ合わせるということで抗体カクテル療法と呼ばれております。

本院では8月の下旬から開始しております。本治療は、国の主要な診療ガイドラインである「新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 診療の手引き」に基づき実施しております。本手引におきまして、重症化リスク因子を有して、なおかつ酸素投与を要しない軽症から中等症1相当の患者さんに点滴静脈注射で投与しているものでございます。また、本剤を該当する患者さんに発症から早期に投与することで、重症化を防止するということに大変功を奏しております。

また、この場をもちましてですが、なお、新型コロナウイルス感染症の治療方法は、これに限らず日々変化が生じております。過日、本院のこの治療方法への取組について遅れているかのような報道が一部新聞等でありましたが、本件につきましては、取材のタイミングがまさに準備中であったところです。その翌日には遅滞なく治療を開始していたものでありまして、今回のように取材から報道まで日数がありますと、状況がかなりまた変化しているということがあります。

いずれにいたしましても、本院では、本治療の投与につきましては適時適切に治療に 当たっております。そちらを御理解いただきまして、この機会に補足させていただきま す。ありがとうございます。 以上です。

- ○雨池委員長 林委員。
- ○林委員 市立砺波総合病院でもカクテル療法を行われているとお聞きし、安心いたしました。報道によると、非常に有効性の高いものと私たちは理解しております。

これからも逼迫した状況の中で大変かとは思いますが、市民のために精いっぱいよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○雨池委員長 ほかに質疑、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○雨池委員長 ないようでありますので、以上で市政一般における本委員会の所管事項についての質疑を終了いたします。

市長をはじめ当局の皆さん、御苦労さまでした。委員の皆さんはしばらくお待ちください。

○雨池委員長 お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○雨池委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

(閉会中継続審査の申出について)

○雨池委員長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本民生病院常任委員会の所管事項について、閉会中もなお継続して審査する必要がありますので、会議規則第111条の規定により申出することといたしたく、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○雨池委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で民生病院常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時48分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会民生病院常任委員会

委員長 雨池弘之